第六条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること。

第二十九条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

第三十条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することのうち、次号イからホまでに掲げる事項に関すること。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第九十一号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項、第四十二条の四の二第十一項、第四十五条第一項、第六十六条の十一の二第三項及び第六十八条の九の二第十一項並びに同条第十二項の規定により読み替えられた同法第六十八条の九第十七項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第百二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第一号イ(1)中「二十五年間」を「二十五年三月間」に改め、同号イ(2)並びにロ(1)及び(2)中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改め、同号ハ(1)中「十八年間」を「十八年三月間」に改め、同号ハ(2)、ニ(1)から(4)までの規定及びホ中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第十二条第十三項第一号中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改める。

第二十七条の四の二第四項第二号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改め、「第二項第二号」の下に「（第三十九条の三十九の二第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「及び平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額」を「、平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額及び連結繰越税額控除限度超過額」に改め、「第六十八条の九の二第三項」の下に「又は第六十八条の九第四項」を加え、「又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額」を「、平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額又は連結繰越税額控除限度超過額」に、「及び同項第四号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」を「、同項第四号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額及び法第六十八条の九第十二項第五号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」に、「（同条第三十三項から第三十五項まで」を「（同条第三十三項」に、「第十五項まで」と、」を「第十五項までに規定する場合に該当する場合においてこれらの規定によりみなして適用するとき、又は第三十九条の三十九第三十三項」と、」に改め、「第五項第二号」の下に「（第三十九条の三十九の二第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「（同条第八項」の下に「において準用する同条第四項」を加え、「及び平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」を「、平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額及び繰越中小連結法人税額控除限度超過額」に、「」と、「同条第四項」とあるのは「同条第三項」を「において準用する同条第三項又は法第六十八条の九第八項において準用する同条第四項」に、「又は平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」を「、平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額」に、「及び同項第八号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」を「、同項第八号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額及び法第六十八条の九第十二項第九号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」に改め、「準用する同条第三項」の下に「又は法第六十八条の九第八項において準用する同条第四項」を加え、「において準用する同条第三十三項から第三十五項まで」を削り、「第十五項まで」とする」を「第十五項までに規定する場合に該当する場合においてこれらの規定によりみなして適用するとき、又は第三十九条の三十九第三十六項」とする」に改め、同項第三号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十三年七月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

6　法第四十二条の四の二第二項又は第五項に規定する法人の平成二十三年四月一日以後に開始し、かつ、同年六月三十日までに終了する各事業年度において同条第一項の規定により読み替えられた法第四十二条の四第一項に規定する税額控除限度額若しくは同条第二項に規定する特別研究税額控除限度額又は同条第六項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしても控除しきれない金額がある場合における法第四十二条の四の二第二項又は第五項の規定の適用については、同条第二項第二号中「又は同項第二号に規定する平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「、同項第二号に規定する平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額（以下この項において「平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」という。）又は繰越税額控除限度超過額（平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額に該当するものを除く。）」と、「及び平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「、平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額及び繰越税額控除限度超過額」と、同条第五項第二号中「又は同項第四号に規定する平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」とあるのは「、同項第四号に規定